

(2) 基本方針

本町を目指す将来の姿を実現するために、以下の5つの基本方針を設定する。

① せとうちの魅力づくり

本町の自然・景観、人、食、イベント・祭事、名所・旧跡、文化、伝統技術等の地域資源(素材)を掘り起こし、観光資源として磨き上げる。

② 情報発信とプロモーション強化

SNSを活用し、本町の魅力を発信すると共に、タイムリーな更新によって、旅行者が行動するタイミングで役立つ情報を入手できるようにする。

ターゲットを絞り、発地側での広告宣伝、誘客促進のプロモーションを行うとともに、着地側(奄美空港、せとうち海の駅等)では、本町での過ごし方、楽しみ方を提案する。

③ 受入基盤・環境の整備

「世界に類を見ない固有種が生息・育成する亜熱帯広葉樹林や大島海峡といった景観と生態系、生物多様性を保全し、シマの暮らし文化とともに後世に継承するため、持続可能な保護と開発が均衡した自然との共存を図り、旅行者に分りやすい観光案内標識や、住民も利用できる施設を整備し、旅行者が地域とふれあえる場・機会を整備する。

旅行者が安心して、楽しんで観光できるようにワンストップ窓口を整備する。

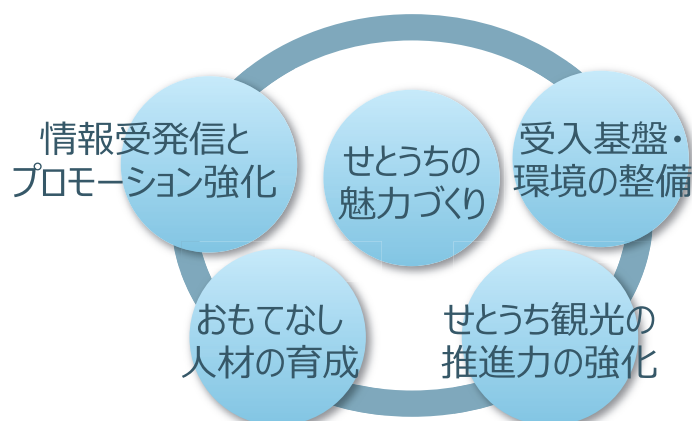
④ おもてなし人材の育成

住民の我が事意識、おもてなし意識を醸成するとともに、本町の魅力・価値を伝えるガイド、インストラクターの確保、育成を図る。

⑤ せとうち観光の推進力の強化

奄美せとうち観光協会、島案内人などの観光ガイドやインストラクター、U・Iターン者、地域の若者、交通事業者、商工会等を中核メンバーとし、本町の観光推進体制を構築する。

中核メンバーは行政、地域の事業者、住民と協働し、観光施策を実施する。また、あまみ大島観光物産連盟等島内各関係機関とも方向性を共有し、本町の観光が持続的に発展していくためのマネジメントを行う。



(3) 数値目標

取り組み成果を示す数値目標を次のとおり設定し、進捗状況を把握しながら、計画の着実な推進を図ることとする。

〔数値目標〕

指標	基準値 (2017年度)	目標値 (2022年度)
海の駅観光案内所での 窓口案内者数(※)	7,767人	15,000人
町内宿泊客数	32,613人	50,000人
奄美せとうち観光協会 ホームページアクセス数	413,010 P V ^{ページビュー} 〔せとうちウェルカム 74,176PV 加計呂麻ウェルカム 338,834PV〕	700,000 P V ^{ページビュー}

※「海の駅観光案内所での窓口案内者数」は、奄美せとうち観光協会の観光案内所窓口で案内した人数であり、パンフレットや地図等を取るのみで、案内を必要としなかった人や、海の駅に入館したが、観光案内所窓口に来なかった人は含まない。

(4) 観光振興計画の体系図

目指す将来の姿 **見て・知って・触れて ……きっと好きになるまち・せとうち**

基本方針① せとうちの魅力づくり

- 施策 1 地域資源の観光資源化による体験型観光の推進（シマ歩き、近代遺跡巡り等）
- 施策 2 マリンレジャーの更なる魅力化
- 施策 3 せとうちの食・特産品の開発・販売力の強化

基本方針② 情報受発信とプロモーション強化

- 施策 1 海の駅の情報受発信拠点化
- 施策 2 多様な媒体を活用した情報発信力の強化
- 施策 3 国内外のターゲットを絞った発地側・着地側でのプロモーションの強化

基本方針③ 受入基盤・環境の整備

- 施策 1 観光客と町民の交流の場となる観光拠点（施設・宿泊機能）の整備
- 施策 2 レンタカーと公共交通の連携強化
- 施策 3 トイレ、観光案内板・標識等の整備促進

基本方針④ おもてなし人材の育成

- 施策 1 せとうち案内人（島案内人、インストラクター等）の確保・育成
- 施策 2 町内の多様な人材・団体のネットワーク化
- 施策 3 町民の我が事意識の向上

基本方針⑤ せとうち観光の推進力の強化

- 施策 1 町内推進体制の構築とマネジメント力の強化
- 施策 2 あまみ大島観光物産連盟等との連携強化
- 施策 3 島外団体等との連携強化

4. 基本施策

基本方針① せとうちの魅力づくり

施策1 地域資源の観光資源化による体験型観光の推進（シマ歩き、近代遺跡巡り等）

- 本町の自然・景観や名所・近代遺跡（戦跡）等の旧跡、諸鈍シバヤや油井の豊年祭り、八月踊りといった祭事・イベントのみならず、食（特産品・料理）やシマ唄等の文化・伝統技術、人といった地域資源を掘りおこし、その魅力と価値を伝えるガイド付きのシマ歩きや近代遺跡巡り、「世界自然遺産奄美トレイル」といった滞在型観光を推進する。
- また、観光客が本町で望む過ごし方に寄り添いつつ、春夏秋冬のメニュー、晴れの日・雨の日メニュー、朝・昼・夜メニューといった、様々な過ごし方を提案できるよう、多彩な滞在メニューを造成する。

施策2 マリンレジャーの更なる魅力化

- 本町の最大の魅力は大島海峡である。この海峡を最大限活用したマリンレジャーの更なる魅力づくりに取り組む。
- 嘉鉄集落沖で、世界ではじめて発見され新種の登録がされたアマミホシゾラフグの産卵サークルが見られるダイビングやシュノーケリング、春先のホエールウォッチング、釣り、シーカヤックマラソン in 加計呂麻大会といった海のイベント等、本町の多様なマリンレジャーの充実を図る。

施策3 せとうちの食・特産品の開発・販売力の強化

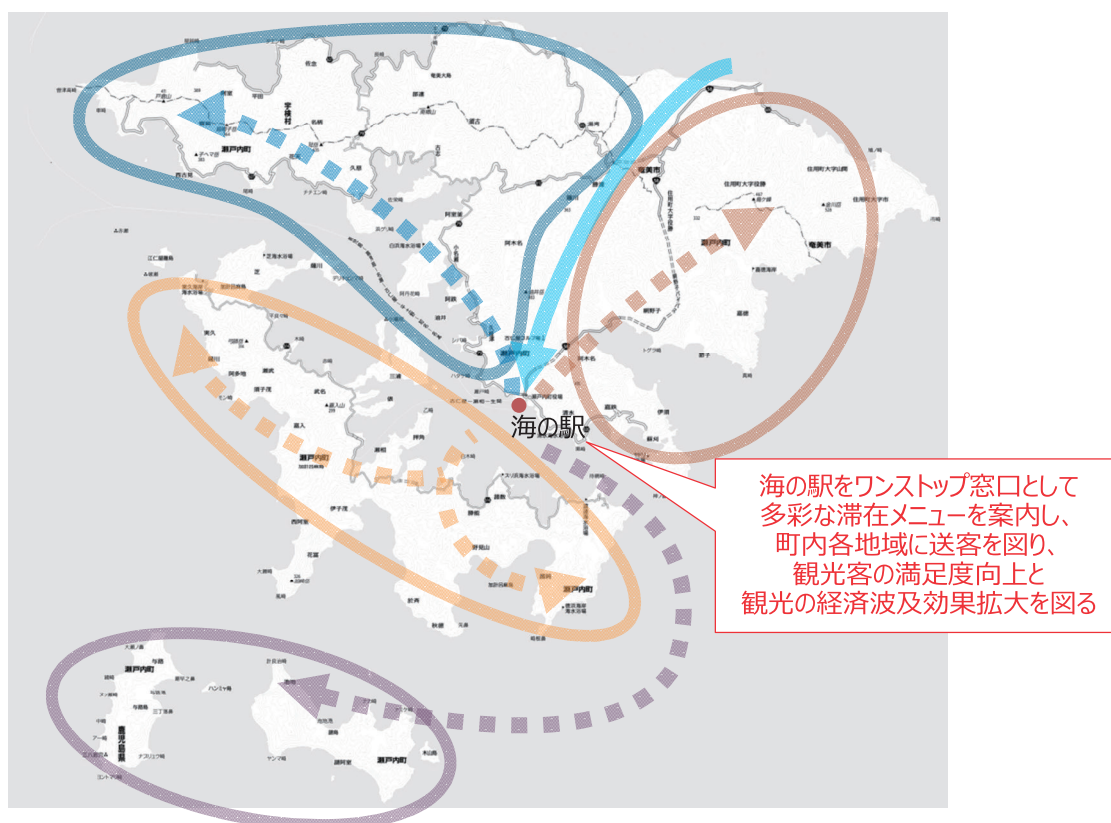
- 地元生産者が町内外の加工業者と連携し、クロマグロやきび酢、塩、たんかんやパッションフルーツなど、本町の「食」資源を活用し、観光客が本町に抱く「海」や「癒し」といったコンセプトにあった商品開発に取り組む。
- 飲食店・小売店等での特産品の提供や、営業時間帯の調整等、来訪者がせとうちの食・特産品を味わえる機会・場を増やすとともに、どこで提供されているのか、観光客に積極的なプロモーションを行う。

基本方針② 情報受発信とプロモーション強化

施策1 海の駅の情報受発信拠点化

- 来訪者の6割弱が海の駅を利用していることから、海の駅を、せとうち観光の情報受発信拠点として観光情報の一元化により観光客の利便性を図るとともに、海の駅で多彩な滞在メニューの案内を行う。また、観光客の声を各団体へフィードバックする仕組みを構築する。

〔来訪者の流れイメージ図〕



施策 2 多様な媒体を活用した情報発信力の強化

- 本町の魅力を町内団体の HP はもちろんのこと、ガイドブックや雑誌、口コミ、SNS、各種メディア等多様な媒体を活用して発信する。

施策 3 国内外のターゲットを絞った発地側・着地側でのプロモーションの強化

- 国内客については関東、近畿、九州・沖縄、国外客については鹿児島空港と直行便で結ばれている中国、韓国、台湾、香港を中心に新規、リピート客のそれぞれに絞った発地側・着地側でのプロモーションを実施する。

基本方針③ 受入基盤・環境の整備

施策 1 観光客と町民の交流の場となる観光拠点（施設・宿泊機能）の整備

- 観光客も町民も訪れ、交流の機会・場を創出する観光拠点を重点整備エリアとして整備し、町内での周遊観光の促進と滞在時間の延伸を図る。
- 来訪者増の経済効果を高めるため、民泊等の整備を促進し、宿泊機能の充実を図る。

施策 2 レンタカーと公共交通の連携強化

- 本町を訪れる観光客の大半がレンタカーを利用しているため、海の駅を中心としたまちなかに駐車場を整備し、レンタカーで来訪した観光客が町内ではバスやフェリー、海上タクシー等の公共交通やレンタサイクルなどで移動する仕組みを構築する。

施策 3 トイレ、観光案内板・標識等の整備促進

- 観光客が立ち寄るトイレ、観光案内板・標識等を整備し、観光客の利便性を高める。
- 世界自然遺産登録を見据え、生物多様性を持つ海と森の保全と持続的利用を念頭に、ふさわしい景観・環境を整備するとともに、インバウンド向けに多言語での情報発信や案内板の設置等の推進を図る。

基本方針④ おもてなし人材の育成

施策 1 セとうち案内人（島案内人、インストラクター等）の確保・育成

- 本町の価値・魅力を伝え、高める、セとうち案内人（島案内人やインストラクター等）を確保・育成する。

施策 2 町内の多様な人材・団体のネットワーク化

- 観光関係者・団体だけではなく、町内の事業者や漁協、農協、森林組合などの団体、町民等多様な人材・団体をネットワーク化し、互いの活動がよりスムーズに展開され、観光の波及効果が町全体に広がるよう協働・支援体制を強化する。

施策 3 町民の我が事意識の向上

- 町民が観光客と交流できる場・機会を増やし、町民の観光に対する我が事意識の向上を図る。
- また、地元小中学生が本町の体験型観光を体験できる機会を創出し、セとうちの魅力を肌で体験することで地域への愛着の醸成や未来のおもてなし人材の育成を図る。

基本方針⑤ セとうち観光の推進力の強化

施策 1 町内推進体制の構築とマネジメント力の強化

- 奄美セとうち観光協会や商工会、交通事業者、観光ガイドやインストラクター、U・Iターン者、若者を中核メンバーとし、セとうち観光を推進する体制の構築と、事業を実施する。

施策 2 あまみ大島観光物産連盟等との連携強化

- あまみ大島観光物産連盟等との連携を強化し、観光情報の更なる共有化を図るとともに、奄美大島に入り、奄美市や龍郷町に滞在し、本町まで来ていない観光客を本町まで誘導するための仕掛けづくりを行う。

施策 3 島外団体等との連携強化

- 近畿大学等をはじめとする本町と縁のある団体、本町の農水産物の出荷先、熱帯魚等を提供している水族館、町内でロケ地となった映画・ドラマの関係先、町出身者等との連携を強化し、本町独自の広報活動を行う。

5. 重点整備エリアの活用方針

(1) 重点整備エリアの考え方

本町は、奄美大島南部と加計呂麻島・請島・与路島からなり、町に海峡を有する全国でも珍しい地形であり、56の集落が点在し風光明媚な海岸線や里山の風景が広がっている。

世界自然遺産登録を見据え、自然や景観を保全しつつ、各集落の地域資源を観光資源として磨き上げ、観光客が本町の多彩な魅力を味わうことができるような計画を進めていく。

なお、観光客は、地元の人とのふれあいにニーズがあり、かつ、ふれあいがあった顧客がリピーターとなる傾向が強い。そのため、町民には観光の我が事意識醸成のため、観光客と町民が交流できる場となるような整備が必要であると考え。観光客だけではなく町民も日常的に利用できる場となるような施設整備の計画を立てることとする。

(2) 重点整備エリア

重点整備エリアには、次の個所等が考えられるが、整備するにあたっては、町民や観光客のニーズを的確に捉え年次的・総合的な判断から慎重に整備計画を策定する。

なお、「既存」の施設についての基本的な考え方としては、「古い施設・老朽化の激しい施設」から順次的・計画的に整備することを基本とし、「建て替え」・「大規模なリニューアル（改築も含む）」、また「補修等でよいもの」等に区分し計画的に整備を行うこととする。

新規の計画については、国・県の補助金・交付金等の財源の確保や本町全体の予算、さらには他の事業との計画等とのバランス・整合性をも視野に入れ取り組むこととする。

奄美大島地域

○清水地区シャワー・トイレ整備について

清水海岸は、古仁屋市街地から近いことや波静かで白い砂浜が広がるポイントとして、観光客・家族連れの海水浴客が多い。それに伴いトイレやシャワー施設の利用者も多い。

本施設は、昭和60年に整備された古い施設で老朽化も激しい。早期の建て替えが望まれることと併せて沿道の整備や駐車場等も含めた「周辺整備」についても、検討する必要がある。

○高知山展望台周辺の整備について

油井岳・高知山ともに、大島海峡や伊須湾が眺望できる展望台やトイレの施設があり、観光客も多い。

世界自然遺産登録が決まれば、さらに観光客等も増加し海外からの観光客も増加することが見込まれる。トイレの整備についてインバウンド対策としては、環境等にも配慮した施設の整備が望まれるが慎重に取り組む必要がある。

○ヤドリ浜海浜公園整備について（蘇刈）

昭和57年に整備された、トイレ・シャワー、炊事棟、休憩所等の施設が整備されている。近年の湿地帯造成工事において水の勾配がなくなり生活排水の逆流や雨水の滞留等、水のトラブルが発生している現状にあり園地全体を網羅した再整備の計画策定が望まれるが、自然な風景を意識した計画策定に務めることが重要である。

加計呂麻島地域

○加計呂麻島における公園整備について

加計呂麻島には学校以外に遊具等を設置した公園施設がないことから、子育て世代・高齢者等から公園整備の要望があることは事実だが、加計呂麻島の手つかずの大自然のままでの子育てがよいとの声もあることから、公園整備の要否も含めた検討が必要であり、場所・規模等の計画は慎重に行う必要がある。

○朝日と夕日、その他の絶景スポットの整備等について

水平線から昇る朝日や海のかなたへ沈む夕日、太平洋、東シナ海の水平線、さらには、請島・与路島・ハミヤ島・須子茂離島・夕離島等の有人・無人島を一望できる絶景ポイントが加計呂麻島には数多くある。

その絶景ポイントにおいては、展望スペースが確保できる場所については、展望施設等の整備も必要と考えるが、自然な風景を意識した自然との調和に留意しながら計画策定に務めることが重要である。

○近代遺跡（戦跡）等の活用について

加計呂麻島には、安脚場戦跡公園の外、近代遺跡が多く点在している。この近代遺跡を有効活用したトレイルコース選定も絡めた近代遺跡公園としての計画策定が望まれる。

また、その近代遺跡を平和教育に役立てることが重要であり、その活用等について、教育委員会と連携する等総合的な計画が必要である。

与路島・請島地域

○与路島にある旧海軍防備隊基地の近代遺跡の利活用、請島の大山（標高398m）通称ミヨチョン岳からの絶景な眺め、その山に鎮座する大きな石がはなつ神秘的なパワー等、トレイルコースの選定も絡めた整備計画が望まれるが、自然な風景を最重要視した計画の策定が必要である。

参考資料

参考1 瀬戸内町観光振興計画策定委員名簿

〔瀬戸内町観光振興計画策定委員名簿〕

(敬称略)

役職	氏名	所属
委員長	松村 保宏	奄美せとうち観光協会 会長
副委員長	政岡 博重	瀬戸内町商工会 会長
委員	印南 百合子	大島支庁瀬戸内事務所 所長
委員	吉田 周司	JA あまみ瀬戸内支所 支所長
委員	茂野 拓真	瀬戸内漁業協同組合 組合長
委員	久保 成雄	瀬戸内町森林組合 組合長
委員	川井 黎子	瀬戸内町地域女性団体連絡協議会 会長
委員	三原 正太郎	奄美せとうち観光協会 事務局長
委員	眞地 浩明	瀬戸内町 企画課長
委員	泉 重行	社会教育課長
委員	豊永 伸弥	農林課長
委員	福原 章仁	水産振興課長
事務局長	田中 秀幸	商工観光課長

参考2 瀬戸内町観光振興計画策定委員会設置要綱

(平成29年9月30日告示第19号)

(趣旨)

第1条 瀬戸内町における観光振興を図ることを目的として、瀬戸内町観光振興計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 瀬戸内町観光振興計画の策定に関すること。
- (2) 瀬戸内町観光振興計画の進捗管理に関すること。
- (3) その他計画策定のため必要な事項に関すること。

(委員及び運営)

第3条 策定委員会は、別表1に掲げる者をもって構成する。

- 2 委員の互選により、策定委員会に委員長1人及び副委員長1人を置く。
- 2 委員長は、策定委員会の会議を招集し、これを主宰する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは委員長の職務を代行する。

(任期)

第4条 策定委員会の委員の任期は、1年とする。ただし、委員が委嘱されたときの要件を欠くに至ったときは、その委員は退任し、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(会議)

第5条 策定委員会は、委員長が招集する。

- 2 策定委員会は、委員の半数以上の者が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 策定委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数の時は、委員長が決するところによる。

(事務局)

第6条 策定委員会の事務局は、商工観光課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この告示は、平成29年9月30日から施行する。

(任期の特例)

委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず平成30年3月31日までとする。

(会議の招集の特例)

最初に招集する策定委員会は、第5条第1項の規定にかかわらず町長が招集する。